

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、16.81%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|--------------------|------------------|
| 発行主体 | 愛媛県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資金 |
| コア資本にかかる基礎項目に算入した額 | 230億円（前年度 230億円） |

後配出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|--------------------|------------------|
| 発行主体 | 愛媛県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本にかかる基礎項目に算入した額 | 199億円（前年度 199億円） |

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | 経過措置による不算入額 | 平成30年度 | 経過措置による不算入額 |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 101,107 | | 100,118 | |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 43,010 | | 43,010 | |
| うち、再評価積立金の額 | 3 | | 3 | |
| うち、利益剰余金の額 | 60,796 | | 59,775 | |
| うち、外部流出予定額(△) | 2,702 | | 2,671 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 2,465 | | 2,638 | |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額 | 2,465 | | 2,638 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 103,573 | | 102,756 | |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 16 | | 20 | |
| うち、のれんに係るものの額 | — | | — | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 16 | | 20 | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | | — | |
| 適格引当金不足額 | — | | — | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | | — | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | | — | |
| 前払年金費用の額 | — | | — | |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | | — | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | | — | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | | — | |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | | — | |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | | — | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 16 | | 20 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ) (ハ)) | 103,556 | | 102,736 | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 604,346 | | 554,727 | |
| 資産(オン・バランス)項目 | 603,027 | | 554,274 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | | — | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | | — | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | | — | |
| オフ・バランス項目 | 1,220 | | 370 | |
| CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 | 97 | | 83 | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 11,677 | | 11,722 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 616,023 | | 566,450 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率(ハ)/(ニ) | 16.81% | | 18.13% | |

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|--|-------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------------------|-----------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 信用リスク・アセット | | | | | | |
| 現 金 | 2,161 | — | — | 2,582 | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 76,525 | — | — | 96,922 | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 62,086 | — | — | 66,614 | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 31,990 | — | — | 38,746 | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 8,153 | 815 | 32 | 8,555 | 855 | 34 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 1,066,540 | 213,136 | 8,525 | 1,020,989 | 204,080 | 8,163 |
| 法 人 等 向 け | 62,025 | 34,027 | 1,361 | 61,467 | 34,211 | 1,368 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 89 | 65 | 2 | 82 | 61 | 2 |
| 抵当権付住宅ローン | 47 | 16 | 0 | 60 | 21 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 54 | 54 | 2 | 60 | 60 | 2 |
| 三月以上延滞等 | — | — | — | 3 | — | — |
| 取立未済手形 | 70 | 14 | 0 | 247 | 49 | 1 |
| 信用保証協会等による保証付 | 217 | 21 | 0 | 195 | 19 | 0 |
| 出 資 等 | 2,334 | 2,334 | 93 | 2,334 | 2,334 | 93 |
| うち出資等のエクスポージャー | 2,334 | 2,334 | 93 | 2,334 | 2,334 | 93 |
| 上 記 以 外 | 100,500 | 247,677 | 9,907 | 100,557 | 247,895 | 9,915 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 6,011 | 15,028 | 601 | 6,011 | 15,027 | 601 |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 91,624 | 229,061 | 9,162 | 91,626 | 229,065 | 9,162 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 482 | 1,205 | 48 | 588 | 1,470 | 58 |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 2,382 | 2,382 | 95 | 2,332 | 2,332 | 93 |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 381,015 | 106,084 | 4,243 | 375,127 | 65,054 | 2,602 |
| うちルックスルー方式 | 381,015 | 106,084 | 4,243 | 375,127 | 65,054 | 2,602 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 1,793,811 | 604,248 | 24,169 | 1,774,547 | 554,644 | 22,185 |
| C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 % | | 97 | 3 | | 83 | 3 |
| 合計 (信用リスク・アセットの額) | 1,793,811 | 604,346 | 24,173 | 1,774,547 | 554,727 | 22,189 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 > | | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% |
| | | 11,677 | 467 | | 11,722 | 468 |
| 所要自己資本額 | | リスク・アセット等 (分母) 計 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | | リスク・アセット等 (分母) 計 a | 所要自己資本額 b = a × 4% |
| | | 616,023 | 24,640 | | 566,450 | 22,658 |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。
- < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >
- $$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当社が損失を被るリスクのことです。

当社では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 50）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

| 適 格 格 付 機 関 |
|--|
| 株式会社格付投資情報センター（R & I） |
| 株式会社日本格付研究所（J C R） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s） |
| S & P グローバル・レーティング（S & P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h） |

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適 格 格 付 機 関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|------------|----------------------|-----------|---------|------------|----------------|----------------------|-----------|---------|------------|----------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国内 | 1,330,594 | 93,582 | 96,067 | - | - | 1,316,803 | 92,670 | 126,631 | - | 3 |
| 国外 | 82,202 | - | 82,202 | - | - | 82,617 | - | 82,617 | - | - |
| 地域別残高計 | 1,412,796 | 93,582 | 178,269 | - | - | 1,399,420 | 92,670 | 209,248 | - | 3 |
| 法人 | 農業 | 431 | 431 | - | - | 417 | 417 | - | - | - |
| | 林業 | 1 | 1 | - | - | 2 | 2 | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 7,996 | 6,393 | 1,602 | - | - | 10,642 | 6,425 | 4,217 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | 2,521 | 2,474 | - | - | - | 1,668 | 1,621 | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,000 | 1,000 | - | - | - | 1,050 | 1,050 | - | - |
| | 運輸・通信業 | 7,041 | 6,820 | - | - | - | 8,111 | 7,085 | 805 | - |
| | 金融・保険業 | 1,199,141 | 33,615 | 30,560 | - | - | 1,151,351 | 32,926 | 26,848 | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 18,858 | 18,667 | - | - | - | 18,014 | 17,823 | - | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 108,515 | 23,667 | 84,020 | - | - | 135,668 | 24,761 | 110,763 | - |
| 上記以外 | 64,319 | - | 62,086 | - | - | 69,445 | - | 66,614 | - | |
| 個人 | 508 | 508 | - | - | - | 558 | 554 | - | - | 3 |
| その他 | 2,459 | - | - | - | - | 2,488 | - | - | - | - |
| 業種別残高計 | 1,412,796 | 93,582 | 178,269 | - | - | 1,399,420 | 92,670 | 209,248 | - | 3 |
| 1年以下 | 1,102,338 | 6,126 | 36,173 | - | - | 1,034,792 | 7,127 | 30,701 | - | - |
| 1年超3年以下 | 90,843 | 22,461 | 68,381 | - | - | 94,313 | 17,678 | 76,634 | - | - |
| 3年超5年以下 | 37,774 | 16,713 | 21,060 | - | - | 60,702 | 17,034 | 43,667 | - | - |
| 5年超7年以下 | 24,693 | 11,047 | 13,645 | - | - | 25,944 | 12,960 | 12,983 | - | - |
| 7年超10年以下 | 18,969 | 11,402 | 7,567 | - | - | 27,587 | 13,642 | 13,945 | - | - |
| 10年超 | 54,287 | 25,818 | 28,430 | - | - | 52,549 | 24,206 | 28,305 | - | - |
| 期限の定めのないもの | 83,891 | 12 | 3,010 | - | - | 103,531 | 20 | 3,009 | - | - |
| 残存期間別残高計 | 1,412,796 | 93,582 | 178,269 | - | - | 1,399,420 | 92,670 | 209,248 | - | - |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|---------|-------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------|-----|------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| 目的使用 | | | その他 | 目的使用 | | | | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 304 | 70 | - | 304 | 70 | 313 | 304 | - | 313 | 304 |
| 個別貸倒引当金 | 3 | - | 3 | 0 | - | 71 | 3 | - | 71 | 3 |
| 合計 | 307 | 70 | 3 | 304 | 70 | 384 | 307 | - | 384 | 307 |

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | | | | | | 平成30年度 | | | | | |
|------|----------------|-------|-------|---|------|-------|---------|-------|-------|----|------|-------|
| | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金償却 | 個別貸倒引当金 | | | | | 貸出金償却 |
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | |
| | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 法人 | 農業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | 67 | - | - | 67 | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 上記以外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 3 | - | 3 | 0 | - | - | 3 | 3 | - | 3 | 3 | - |
| 業種別計 | 3 | - | 3 | 0 | - | - | 71 | 3 | - | 71 | 3 | - |

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | | |
|----------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 | |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | 0% | - | 173,630 | 173,630 | - | 205,637 | 205,637 |
| | 2% | - | - | - | - | - | - |
| | 4% | - | - | - | - | - | - |
| | 10% | - | 8,371 | 8,371 | - | 8,750 | 8,750 |
| | 20% | 13,277 | 1,065,752 | 1,079,030 | 11,982 | 1,020,652 | 1,032,635 |
| | 35% | - | 47 | 47 | - | 60 | 60 |
| | 50% | 34,735 | - | 34,735 | 34,968 | 3 | 34,972 |
| | 75% | - | 87 | 87 | - | 81 | 81 |
| | 100% | 6,024 | 12,749 | 18,774 | 5,542 | 13,514 | 19,057 |
| | 150% | - | - | - | - | - | - |
| | 200% | - | - | - | - | - | - |
| | 250% | - | 98,118 | 98,118 | - | 98,225 | 98,225 |
| | その他 | - | - | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | 54,038 | 1,358,758 | 1,412,796 | 52,494 | 1,346,926 | 1,399,420 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
 4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|------------------------------|--------------|-----|------------------|--------------|-----|------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | クレジット・ デリバティブ | 適格金融 資産担保 | 保 証 | クレジット・ デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 地 方 三 公 社 向 け | — | — | — | — | — | — |
| 金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け | — | — | — | — | — | — |
| 法 人 等 向 け | 0 | — | — | 76 | — | — |
| 中小企業等向け及び個人向け | 0 | — | — | — | — | — |
| 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン | — | — | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — | — | — |
| 三 月 以 上 延 滞 等 | — | — | — | — | — | — |
| 証 券 化 | — | — | — | — | — | — |
| 中 央 清 算 機 関 関 連 | — | — | — | — | — | — |
| 上 記 以 外 | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 0 | — | — | 76 | — | — |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引です。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

| | 令和元年度 | 平成30年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

令和元年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|-----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| 外国為替関連取引 | 102 | 288 | — | — | — | 288 |
| 金利関連取引 | — | 37 | — | — | — | 37 |
| 金関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| 株式関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| 貴金属（金を除く）関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| その他コモディティ関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — | — | — | — | — |
| 派 生 商 品 合 計 | 102 | 325 | — | — | — | 325 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△） | | — | | | | — |
| 合 計 | 102 | 325 | — | — | — | 325 |

平成30年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担 保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|-----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債 券 | その他 | |
| 外国為替関連取引 | — | 239 | — | — | — | 239 |
| 金利関連取引 | — | 37 | — | — | — | 37 |
| 金関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| 株式関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| 貴金属（金を除く）関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| その他コモディティ関連取引 | — | — | — | — | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — | — | — | — | — |
| 派 生 商 品 合 計 | — | 277 | — | — | — | 277 |
| 長期決済期間取引 | | | | | | |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△） | | — | | | | — |
| 合 計 | — | 277 | — | — | — | 277 |

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、平成31年3月末時点、令和2年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトにより算出します。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

| 適 格 格 付 機 関 |
|--|
| 株式会社格付投資情報センター（R & I） |
| 株式会社日本格付研究所（J C R） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s） |
| S & P グローバル・レーティング（S & P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h） |

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

- 有価証券勘定の株式
 有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。
 さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。
- 外部出資勘定の株式または出資
 外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | — | — | — | — |
| 非上場 | 76,117 | 76,117 | 76,117 | 76,117 |
| 合計 | 76,117 | 76,117 | 76,117 | 76,117 |

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | | 平成30年度 | | |
|-------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| — | — | — | — | — | — |

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和元年度 | 平成30年度 |
|-------------------------------|---------|---------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 381,015 | 375,127 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | — | — |

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でVaRおよび経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.066年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金に割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する投資信託の売却によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
総合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|---------|--------|---------|-----|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 28,818 | 42,164 | 2,933 | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 1,224 | 0 | 20 | |
| 3 | スティープ化 | 13,789 | 20,061 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 28,818 | 42,164 | 2,933 | |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 103,556 | | 102,736 | |

※「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

※「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。